

令和3年度事業計画および予算について

法人本部令和3年度事業計画および予算について

【法人理念】

「障がいのあるなしにかかわらず ともに尊重し支え合い 住みよい社会を創ります」

【長期計画】

①社会福祉法人としての独自性の追求と創造を図る

1 障害者芸術文化の推進および医療ケア児者の社会参加の推進

- ・障害者芸術文化を通して個々の特性に応じた社会生活能力を育み、その人らしさを支援する。
- ・医療ケア児者などの重度障がいの方に対する社会参加（創作活動、日中活動など）への道を先駆的に実施する。

② おおきな木において、居場所活動と相談支援の効果的な循環により、地域における自主・自立的なコミュニティ形成に寄与する。

③ 障害福祉サービスや介護保険サービスを複合的に運営することで持続的法人運営を築く

生活支援、日中活動支援、居住支援、相談支援等の社会生活を送る上での福祉サービスを複合的に運営する。

【短期計画】

《方針》

- 1 移転計画の見直しを行う。
- 2 法人経営の安定化を図るために収益性を高める。
- 3 職員のスキルアップのために研修の充実を図る。

《具体的な展開》

① 移転計画の見直しを行う。

- ・（仮称）移転計画推進委員会を設置し、第1次計画を検討する。

2 法人経営の安定化を図るために収益性を高める。

- ・法人本部においてクラウドファンディング等を用いて、収益を高める。

② グループホーム（またはシェアハウス）の新設を検討する。

- ・各事業所での収益性を高める。

- ・各事業所において、職員の確保等での体制の見直しを図り、経営改善を行う。

3 職員のスキルアップのために研修の充実を図る。

- ・身体拘束、虐待防止、感染症・災害防止のための定期的研修を実施する。
- ・発達障害者や精神障害者等へ対応できるスキルアップのために研修への参加を図る。

○評議員会・理事会の開催予定

- ・決算関連：理事会 令和3年5月29日（土）、定時評議員会 令和3年6月19日（土）
- ・予算関連：理事会 令和4年3月12日（土）
- ・その他必要に応じて開催する。

アートステーションどんこや 令和3年度事業計画および予算について

○中長期計画

◎障がい者芸術の推進を図り、当事者の活躍の場の拡大や自立の強化、芸術活動を通じた支援の有用性の確立を目指す。

芸術活動を一つの軸として支援を展開していき、地域や社会の中にその輪を広げ、どんこやらしく地域や社会とつながりを持ち、主体性のある、経済的かつ社会的な自立の形を模索する。

◎規模拡大および建物の老朽化問題の解決として、移転計画を完了させる。

芸術活動を通して、地域や社会とつながり、表現することを通して、交流することができるコミュニティアートセンターの役割を目指し、移転計画の中に、ギャラリー兼アトリエの併設を行い、自身たちの発信の場づくりおよび地域の人、アーティストへの貸し出しも行き、地域及び芸術関係への貢献を行う。

◎生活介護、生活訓練事業に加えて、共同生活援助（グループホーム）事業を開始させる。

住居、生活の場に対するニーズは高く、長期的に高齢化等の課題も出てくることが予想されるため、よりそのニーズが高くなることが考えられる。

○当期事業計画

I 方針

生活介護および生活訓練の事業を提供することで、障がいある人も社会の一員としてその人らしく生き、地域の中で豊かに生活を送ることができるようになることを目的とする。また、中長期計画に対する準備期間の1年とする。

- ・個人の主体性を尊重し、自己表現、自己選択、自己決定を促す環境を作る。
- ・個人に寄り添いながら、その個々の特性に応じ、個およびその周囲に対して、専門的で適切な支援を行う。
- ・利用者支援において、多様な関係機関と連携し、あらゆる機会を効果的に活用しながら、チームで取り組む。
- ・職員の資質向上のため、相互関係の中で日々の業務に取り組んでいくよう努める。
- ・利用者の増加を図り、中長期計画の資金作りを行う。

II 計画内容

- 1 当事者の想いや意見を発信する環境を整え、発信されるものを受け取る力を向上させる
- 2 芸術活動を通じた、やりがいや満足感の向上を図る
- 3 社会生活力の向上を目指した個別支援を見直し、充実させる
- 4 園外活動やイベントを工夫し、定期的実施する
- 5 事業所運営の安定化を図るため、収益の増加を目指す

- 6 精神障がい、発達障がいの支援の強化を行う
- 7 安全な車両運用を行う
- 8 工賃向上に努める
- 9 ICT や PC スキル等を向上させる。
- 10 研修や勉強会等の機会を作り、職員の能力向上に努める
- 11 専門機関及び利用者に関わる他事業所と連携をとり、包括した支援体制を整える
- 12 地域、関係者、各支援学校への情報発信を行う
- 13 感染症および災害への対応力を強化する
- 14 虐待防止および身体拘束等の適正化の推進を図る
- 15 健康診断を実施する
- 16 送迎・給食・入浴サービスを提供する
- 17 共同生活援助事業運営を検討する

Ⅲ 具体的展開

- ⑧ 1 当事者の想いや意見を発信する環境を整え、発信されるものを受け取る力を向上させる
(1) 想いやニーズ、その人らしさに向き合い、寄り添い続ける。
- ⑧ 2 芸術活動を通じた、やりがいや満足感の向上を図る
(1) 創作環境を整える。
 - ①個人の机や画材を提供する。
 - ②芸術活動を通じたその人なりを考える。
創作活動の意味を一人ひとり構築したり、作品展への出展を促すなど、それぞれの目標や価値を高めていく。
(2) 作品展を開催し、外部とのつながりを創る。
 - ①美術館やギャラリーでの作品展開催を検討する。
 - ②カフェや大型施設のロビーなどでの作品展開催を検討する。
- ⑨ ③WEB を使った作品展開催を検討する
- 3 社会生活力の向上を目指した個別支援を見直し、充実させる
 - ⑧ (1) どんこやミーティング、メンバーミーティングを継続し、当事者の意見や思いを拾い上げる。
 - ⑨ (2) 知る、学ぶ、楽しむという一般的な方法ではなく、個々に応じて、「居る」「感じる」「続ける」という視点で社会生活力の向上を目指す。
 - ⑧ (3) 個別支援計画を充実させる。
 - ⑨ (4) どんこやの生活訓練事業のスタイルを明確化する。
一般的な生活訓練というイメージは訓練的要素、例えば学習プログラムのようなものが

連想されるが、生活訓練利用者の実態と合わないケースが多くあると考えられる。訓練期間（2年間）において、課題や訓練内容は個々によって当然違うものであるため、プログラムに利用者を当てはめるということに無理があり、本人の意欲や主体性もなかなか見られないものとなる。また、対象利用者の多くは精神障がい者であり、その次に知的障がいとなるため、個別支援というものの重要度は大いに増す。そこで、どんこやでは、プログラムを実施しない生活訓練というスタイルを広く周知したいと考える。芸術活動を通して、その人らしさ、その人の表現する力を高めたり、自分らしくあれる場を確立したりすることからはじめ、周囲との関係性の中から、自然とスキル向上につなげていく。プログラムに個人が合わせるのではなく、個人を中心として、成長する機会の提供を行っていくことがどんこやらしい生活訓練の形として、提供していく。

④ 4 園外活動やイベントを工夫し、定期的実施する

(1) レクリエーションを隔月1回程度実施する。

①園外活動を隔月1回程度、企画実行していく。

②運動プログラムを毎月1回程度実施する。

(2) 料理教室を毎月実施する。メンバーは3ヶ月に1回程度の参加となる。

5 事業所運営の安定化を図り、収益の増加を目指す

④ (1) 個別支援を基本とし、その人らしさを発揮できる環境の中、関係性のある支援を展開している生活介護事業を継続する。

④ (2) 生活訓練事業を充実させ、相談支援員等への営業を定期的に行う。

現在、生活訓練事業を提供する事業所は宮崎市内に6事業所のみという状況にある。生活訓練はそもそも、日常生活を豊かに送ることを目指し利用するものであり、内容として就労的な方向性のみではない。また、制度上の特徴とすれば、生活介護とは違い、サービスを利用するにあたって、区分を必要としない。実際、生活上の自立を目的とし、区分がない、もしくは2以下である方は多くいることが考えられる。特に、精神障がい、発達障がいの需要が高くなっていると考えられ、芸術活動を通じた支援を展開することはまさにそのニーズに対して応えることができると考えられる。よって、相談支援員等への営業をかけ、どんこやの生活訓練事業の周知を図り、利用者の増加を目指す。

④ (3) スタッフのモチベーションの維持・向上を図る。

①業務を分業し、役割を明確化する。

④ 6 精神障がい、発達障がいの支援の強化を行う

(1) 宮崎県発達障害者支援センター主催の研修に参加する。

(2) 宮崎県精神保健福祉センター主催の研修に参加する。

(3) 精神障がいや発達障がいに関する有識者による勉強会の設定や、支援への協力体制の構築

を目指す。

㊦ 7 安全な車両運用を行う

- (1) 送迎サービスを安全に行うために、安全運転を徹底する。
- (2) 走行距離、点検時期等、担当者を決め管理する。

㊦ 8 工賃向上に努める

- (1) 収入の増加を図り、工賃支給額の1日あたりを50円の増加を目指す。

①商品開発、販売促進に力を入れ、新しい収入源を確保する。

例) 子供向け商品、コーヒーのパッケージ

- (2) Facebook、Instagram、Twitter等のSNSを活用する。

㊦㊦ 9 ICTやPCスキル等を向上させる

- (1) 会議や研修等のオンライン化に対応する。
- (2) PCスキルを向上させ、事務作業の効率化を図る。

㊦ 10 研修や勉強会等の機会を作り、職員の能力向上に努める

- (1) 宮崎県社会福祉研修センター主催の研修を受講する。

㊦ (2) 強度行動障がい支援者養成研修(基礎・実践)を受講する。

障がいの重度化等にともない、専門性の高い支援もより必要となっている。強度行動障がいに対する支援(重度支援)に対する加算の仕組みもある(体制を整える: 7単位/日、支援を行う/180単位/日)。

- (3) 他事業所見学を行う。

㊦ 11 専門機関及び利用者に関わる他事業所と連携をとり、包括した支援体制を整える

- (1) 日中の活動の場のみならず、住居での生活や外出等の余暇的生活の場に関わる事業所等と連絡を密に取り、事業所間でのずれを解消し、利用者の全般的かつ統一的な支援を実施していく。

㊦㊦ 12 地域、関係のある方、各支援学校への情報発信を行う

- (1) どんこやの広報誌を年2回発行し、地域の方や関係者、各支援学校等へ配布し、活動の周知を行う。

㊦ 13 感染症および災害への対応力を強化する

- (1) 感染症および災害に関する計画、施行に向けた担当者を設置する。
- (2) 感染症の発生およびまん延防止に関する取組の徹底のため、委員会の設置及び開催、指針

の整備、研修の実施、訓練の実施を検討する。

⑨ (3) 感染症および災害が発生した場合であっても、業務継続に向けた計画等の策定、従業者向けの研修の実施、訓練の実施を検討する。

(4) 利用者向けの防災学習および訓練を実施する。

①訓練等においては雁ヶ音五団地協議会や地域住人との協力関係の構築を目指し、9月、3月の2回行う。

②防災学習スケジュール

5月：地震について 7月：熱中症について 11月：感染症について

1月：火災について

⑩ 1 4 虐待防止および身体拘束等の適正化の推進を図る

⑨ (1) 虐待防止および身体拘束等の適正化に向けた計画・実施責任者を設置する。

⑨ (2) 責任者のもと、身体拘束等の適正化のための指針を整備する。

(3) 責任者の指示のもと、虐待防止および身体拘束等の適正化のための研修への参加や研修の実施を行う。

(4) 虐待防止および身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を設置し、年1回の委員会を開催する。

⑩ 1 5 健康診断を実施する

(1) 職員の健康診断を2月に健康づくり協会にて実施する。

1 6 送迎・給食・入浴サービスを提供する

⑩ (1) 送迎について安心・安全・快適な支援の充実を図る。

⑩ (2) 給食について、火曜、水曜、木曜にバランスの摂れた食事の提供を行う。

⑩ (3) 入浴について、必要時、利用者に応じた支援を行う。

⑩ 1 7 共同生活援助事業運営を検討する

(1) 共同生活援助事業運営についての仕組みや事業所見学等から情報を収集する。

(2) 事業開始に向けた候補地を探す。

宮崎県障がい者芸術文化支援センター 令和3年度事業計画

I 方針

宮崎県において障がい者芸術を普及していき、障がいある人の表現に芸術文化を活用し、その人らしくある環境を創り、地域の中で暮らしていくための工夫を生み出すことを目的とする。

アートで「知る、学ぶ、触れる」を「知り合う、学び合う、触れ合う」に。

- ・障がい者芸術文化に関する相談支援
- ・芸術文化活動を支援する人材の育成
- ・関係者のネットワークづくり
- ・発表などの機会の創出
- ・情報収集・発信
- ・国文祭・芸文祭みやざき 2020 との連携・協力
- ・その他の芸術文化活動に対する協力

II 計画内容

- 1 視覚障がい者の作品鑑賞について考える
- 2 まちなかアート化
- 3 ココロノイロ作品展の開催および関連事業（国文祭・芸文祭事業）

III 具体的展開

- 1 視覚障がい者と作品鑑賞（年間企画）
 - （1）作品鑑賞の手引書を作成する。
 - （2）視覚障がい者、ヘルパー、一般参加者、美術関係者にて作品鑑賞ツアーを開催する。

⑧ 2 まちなかアート化（年間企画）

- （1）相談支援やセミナー、ワークショップを企画、実施する。
 - ①著作権や知的財産権を学ぶセミナー（10月8日）
 - ②街中への作品展示
 - ③オープンアトリエ
 - ④オープン会議

3 ココロノイロ作品展の開催および関連事業（国文祭・芸文祭事業）

- （1）県内作品展（昨年までこころのふれあうフェスタ）を宮崎県立美術館にて、10月9日～10月17日の期間に開催する。なお、特別支援学校作品展と合同開催となる。

(2) 作品展に向けた共同作品（シンボリック作品）作成のワークショップを開催する。

(3) シンポジウムを開催し、アーティストや支援員、教育関係者などを招き、トークイベントを開催する。(10月18日)

□令和3年度予算について

別添資料を参照。

ヘルパーステーションぽっぽや 令和3年度事業計画および予算について

【行動指針】

～在宅生活を支える為に～

「社会に生きるひとりとして、個性を大事にします」

「社会に生きるひとりとして、素直な心で接します」

「社会に生きるひとりとして、愛情を持って向き合います」

○中長期計画

- ・介護人材不足における様々な福祉課題、生活課題に主体的にかかわり、多様な関係機関や個人との連携・協働を図り、利用者が安心して在宅生活を送れる取り組みを推進する。また、全世代・全対象向け事業所包括支援体制の確立に取り組む。

○当期事業計画

I 方針

(1) 利用者支援

- ア 利用者の人権を尊重し、本人の意向に沿う懇切丁寧な支援を提供する。
- イ 支援の緊急度を踏まえ、適時適材の支援体制を確立する。
- ウ 安全・迅速でなお且つ手軽に利用できるサービス体制を確立する。
- エ 防災・減災の意識を持ち、地域での利用者・家族の暮らしを支える。
- オ 行政および他の社会資源との調整・連携を積極的に行う。

(2) 地域社会との共生

- ア 利用者・家族支援における相談・援助を積極的に行う。
- イ 地域住民や各種機関との連携を図り、利用者の社会参加と社会的孤立の解消を図る。

(3) 効率的な事業所運営

- ア 利用者・家族の意向を最優先とし、福祉情報の提供に努めながら希望に沿う良質なサービスを提供する。
- イ 職員間の報告・連絡・相談を確実にを行い、過不足のない適正なサービスを提供する。
- ウ 定期的に派遣会議を実施し、人材の派遣等効率的で効果的な運営を図る。
- エ 法人内事業（相談支援・生活介護・生活訓練・日中一時支援）とも連携し協働する。

(4) 職員研修、支援姿勢、事故防止（危機管理）

- ア 三障がいに加えて難病者や発達障がい者、高齢者の理解に努め、さらに支援技術の向上を目指し積極的に研修等に参加する。
- イ 常に利用者の心身の状況や周辺環境等の把握に努め、利用者・家族に対し適切な支援を行う。

- ウ 過去に発生した事故等の事例検討や今後発生し得るリスクを予測し、常に利用者の危険回避に努め安心・安全を確保する。
- エ 職員会議・ケース会議・研修等を通じながら感染症対策・危機管理・緊急時対応等を理解し実践力を高める。
- オ 毎月ヘルパー会議を実施し、また外部研修へ積極的に参加する事で、支援技術・知識の向上や制度等の理解に努め、職員意識を高める。

II 計画内容

- 1 職員一人ひとりが力を最大限発揮出来る役割分担を行い、働きやすい職場環境を模索する。
- 2 制度改正に伴い、より適正な運営を実施する。

III 具体的な展開

1 人材確保の検討

- (1) サービス提供責任者(資格あり常勤)を1名とヘルパー3名

- ① 同職種の事業所等との情報交換・収集を実施。
- ② ウェブサイトやハローワーク等の活用、求人広告、学校訪問、人材紹介や人材派遣の利用。

2 人材定着の取組みの検討

- (1) それぞれの関係で円滑で良好なコミュニケーションを取りながら業務を進める、組織風土づくりの検討
 - ① ワークライフバランスに配慮した働き方の推進。
 - ② キャリアパスの明確化の検討。
 - ③ 定期的な研修を実施し職員のスキルアップを図る。
 - ④ 管理者は職員に対して動機づけを意識した言動を実施。
 - ⑤ 年1回の健康診断を実施。
 - ⑥ 各ハラスメントの防止策、対応策を講じる。

3 人材育成の検討

- (1) 法人がめざす職員像を明示しながら、職員の適正な評価、キャリア形成や自己実現の支援なども含めた育成システムを構築し、職員育成の充実を図る検討。
 - ① 業務内容と役割の明確化の検討。
 - ② 育成システムの(0JT、off-JT、SDS(自己啓発支援))構築の検討。
 - ③ 研修をバランス(専門性、組織性、社会性、倫理性)よく実施。

□令和3年度予算について

別添資料を参照。

こどもとおとなののうち おおきな木（居場所事業）
事業計画および予算について

○中長期計画

居場所活動と相談支援の効果的な循環を維持することで、家族力や小さな地域力に返し、自主・自立的コミュニティを形成することに寄与する。

○当期事業計画

I 方針

- ・こどもからおとなまで、障がいのあるなし、年齢や性別に関係なく、みんなが集い地域の中で「顔の見える」関係を作る。
- ・「みんなで子育て」の横のつながりをつないで、それを循環させていく。
- ・事業を持続可能なものにしていく。

コロナ禍で、実際に集う事が難しくなった時に、なにが大切かを改めて考えた結果、人とのつながりを感じさせること、変わらずそこにあり続け継続する大切さを痛感した。どのような状況でも変わりなくあり続けるためにも、「支援する側、される側でなく」、お互いのニーズが循環し、持続可能なしくみ作りを行う。

II 計画内容

- 1 居場所事業の広報活動、行政への協力・理解を図る
- 2 居場所活動の継続化を図る。(補助金の活用や支援者との協力)
- 3 水ようごはん会(毎週水曜日)、土ようおやつ会(月1回、土曜日)の継続
- 4 ほうかごじかんの継続、スタッフ確保
(小学生の放課後・長期休みの預かり・学校につながりづらい子どもたちの居場所づくり)
- 5 まちづくりサロン(100歳体操、手話、歌、ひむかかると)

III 具体的展開

《運営面》

- 1 居場所事業の広報活動、行政への協力・理解を図る
 - (1) **新**居場所活動の普及・啓発をSNSやHP、ZOOM、ラジオ、TVを活用して、新しい情報を発信し続けていく。
 - (2) ボランティアさんや地域の協力者を確保するため、身近に住む地域の方や地域小学校の保護者など理解のある方たちの輪を広げていく。
 - (3) 行政へ取り組みの趣旨や意義を理解していただき、相談先、連携先として、行政からも協力を得られるようにしていく。

(4) 同じ活動を行っている団体と横のつながりを広め、協力して、広報や必要性を訴えていく活動を続けていく。

2 居場所活動の継続化を図る

(1) 助成事業について、情報収集や計画の立案、応募を積極的に行っていく。

(2) 寄付や協力をいただく人々との交流の機会やお礼の場を密に設けていく。

(3) 様々な個性を持つ人々が集う場として企画し、参加者の方が魅力や新鮮味を感じてもらえるような空気感を作っていく。

(4) 人材の育成・確保のために、保育士資格取得や研修への参加の機会を増やしていく。

3 水ようごはん会（毎週水曜日）、土ようおやつ会（月1回、土曜日）の継続

(1) **新**HP、SNS、zoom、新聞、TV、ラジオ、フリーペーパーなどの媒体を利用して、広報活動を続けていく。また、zoomを活用して、実際に集えない人たちにも、何かのつながりを感じられるような取り組みを進めていく。

(2) **新**引き込みや不登校のこどもさんたち、また、全国のこども食堂ともつながっていく。参加者人数目標、7～10名（ボランティアさんを除く）

(3) 「こども食堂コーディネーター」を中心に、同じ活動をする人々との横のつながりを更に広げていく。

(4) 寄付の食材を活用して、効率的に無駄なく食材を調理する方法を学んでいく。

(5) 活動実施の様子を、行政の方にも実際に目にしてもらえる機会や研修会でお話する機会を頂いたら積極的に登壇していく。

(6) 土ようおやつ会は、いろんなゲストをお招きして、子どもたちが「自分でも作れるんだ！」という気持ちを育てていく。少し日常から離れ、保護者も子どもと一緒に楽しめて、ほっとできる時間を提供する。

4 ほうかごじかん（小学生の放課後・長期休みの預かり）活動の継続、新しいニーズへの対応

(1) 新規の利用者確保…今春、新規利用者5名を目標とする。また、児童クラブに入れなかった小学2年生～3年生の受け皿とする。ほうかごじかんの「小さい頃にいろんな大人に出会い、いろんなお友だちとたくさんコミュニケーションを図るじかん」というコンセプトに行く。

(2) 活動内容の充実…長期休みの時ならではの野外活動の機会を企画してしていく。どんこやとのコラボ行事も積極的に行っていく。個性豊かな大人たちを招き、様々な経験の機会を作る。

(3) 送迎のニーズへの対応…送迎のニーズに対応できるよう体制を整えていく。（遠方の小学校、放課後等デイサービス、自宅などへの送迎が求められている。）

(4) ニーズと安全性を確保する為、人材の確保が必要。短時間勤務からでも、多才なスタッフを募集していく。

- (5) ⑧ 発達障がいがあったり、学校へ通いづらさを感じている子どもたちの第2の居場所づくり。
もう一度、学校に戻っていける安心感や自信につながっていくような環境設定をしていく。保護者や学校、関係機関との連携を密に行いながら実施していく。

※現在の利用者…8名（長期休み以外の放課後）、10名（長期休み）

※新規利用者を含む利用者数目標…7名（長期休み以外の放課後）、13名（長期休み）

5 まちづくりサロン（100歳体操、手話、ひむかかると）

- (1) 中央西地区社会福祉協議会、中央西地区まちづくりと共同開催。

平成30年度から、地域のみなさんが主体的に取り組めるよう、少しずつ社協やまちづくりが主催側から、見守る立場へとシフトしていく予定である。

- (2) ⑧ 現在は、100歳体操に加え、お話会、トランプ、童謡手話、塗り絵などお茶を飲みながら和やかな雰囲気で行っている。今年度は、参加者の方々から出たアイデアで、新たな活動をしていくことを目標としている。

- (3) 現在、参加者が約10名であるが、今後さらに13名程度に増えていく事を目標としている。
現在、全員が女性の参加者のため、男性の参加者にも広がる事を目標としている。

- (4) 小学校の長期休み中などには、高齢者の方々と一緒に、小学生も100歳体操を行い、ふれあう機会を作っていく。多世代交流の機会として、今後も一緒に活動を行い、ふれあいの機会を増やしていく。

□令和3年度予算について

別添資料を参照。ただし、どんこやの予算（案）に含まれる。

そうだんサポートおおきな木（計画相談支援事業・障がい児相談支援事業）

事業計画および予算について

○中長期計画

- ・本人さんのリカバリーを信じ、本人の自己決定により、十人十色の望む生活をコーディネートしていく。
- ・障がい児相談支援を強化し、家族支援へと展開を行う事業所としての特徴づけを行っていく。
- ・職員体制の強化を行い、組織力を高めていく。

○当期事業計画

I 方針

- ・「障がいがあって困る部分はあるけども、ここを少しサポートしてもらえば、自分の思い描いていた楽しい生活を送ることができるので、この部分だけはサポートして欲しい」というご本人の自己決定の想いを計画書に載せていく。少し先の将来を見据えた、ご本人の夢を計画書に込めていく。また、ご家族、福祉サービス事業所、行政、地域、医療、教育などと連携を図り、広い視点で大きなネットワークで、ご本人の支援のあり方を構想していく。
- ・基幹相談支援センターや行政などと密に連携を図り、積極的に検討会や研修会に参加し、意見交換をすることで、相談支援専門員としての質の向上を図り、質の高い相談支援を提供する。
- ・相談支援専門員3名体制とピアサポーター1名での体制を図り、報酬改正に対応した24時間相談体制を整えていく。

II 計画内容

《内部的》

◎障がい者計画相談支援

- 1 居宅での生活のサポート（居宅介護、通院等介助、外出介護等）
- 2 日中系活動（生活介護、自立訓練、就労系）
- 3 医療機関との連携
- 4 就労支援（就労継続支援B型、A型、就労移行支援）
- 5 一人暮らしを目指す方へのサポート

◎障がい児相談支援

- 1 適切な療育の場の提供（児童発達支援、放課後等デイサービス）
- 2 ご家族の育児負担・就労支援のサポート（短期入所、日中一時支援）
- 3 医療機関・行政・学校・教育機関・児童相談所との連携
- 4 児童ケースの専門性の向上

《外部的》

- 1 積極的な検討会、研修への参加
- 2 基幹相談支援センターや行政などとの密な連携。また、行政へのアドボカシーの機能を図っていく。
- 3 ご本人やご家族からのニーズを受けとめ、制度の枠だけに留まった支援ではなく、必要な社会資源の改善及び、開発に力を注ぐ。

III 具体的展開

《内部的》

◎障がい者計画相談支援

- 1 相談支援専門員3名体制で運営
- 2 居宅生活のサポート（居宅介護、通院等介助、外出介護等）

安心・安全な居宅での生活、ご本人の自立した生活を応援していく。また、必要に応じ

て、他事業所による包括的な支援をデザインしていく。

3 日中活動のサポート（生活介護、自立訓練、就労系）

積極的に社会参加の機会を提供していくと共に、ご本人の生活スタイル、望む生活に合った内容を一緒に考え、前進的な支援を行う。

4 就労支援のサポート（就労継続支援A型、B型、就労移行支援）

ご本人の心身の状態、環境に合わせた、無理のない継続的な就労を模索していく。ハローワーク、障がい者職業センター等専門機関との連携。障がい者雇用の促進や理解に関する事には積極的に関わっていく。

5 一人暮らしを目指す方へのサポート

一人暮らしの実現に向けて、経済的自立や生活環境を整えていく積極的な気持ちを一緒にひとつひとつ整理していくことで、実現させていく。また、経験者の意見などを参考にデザインしていく。

6 医療機関との連携

福祉だけではサポートはできない為、医師やケースワーカー、専門家に意見を求め、医療機関との連携の重要性を、ご本人、行政、事業所さんへも伝えていく。

※現在の利用者数 84名

※毎月の新規利用者の確保目標 2～3名、毎月のモニタリング件数目標 30件

◎障がい児相談支援

1 適切な療育の場の提供（児童発達支援、放課後等デイサービス）

ご本人にとって適切な環境で、必要な療育を受けることで、ご本人にあった環境とペースでの発達を促していく事のできる場を、ご本人・ご家族と一緒に見つけていく。

2 ご家族の育児負担・就労支援のサポート（短期入所、日中一時支援）

ご家族が心のゆとりを持ってご本人をサポートできる環境づくりをめざしていく。

3 医療機関・学校・教育機関・児童相談所との連携

福祉の枠に留まらず広い視点から支援が行えるように、インフォーマルなつながりや活動に積極的に参加し、社会資源を知り、連携していく。

4 児童ケースの専門性の向上

様々なこども関連で活躍している人たちとの視点を共有することで、児童ケースの対応の質を上げていく。

5 ⑧積極的に困難ケースにも対応していく。

困難ケースほど、ほうかごじかんやこども食堂、食材配布などのニーズにつながる事も多く、インフォーマルも活用して、総合的な視点や人材の活用を考えて、対応していく。子どもさんも、親御さんも困難を抱えているケースこそ、専門性を発揮していく。

※現在の利用者数 126名

※毎月の新規利用者の確保目標 2～3名、毎月のモニタリング件数目標 30件

《外部的》

1 積極的な検討会、研修への参加

自立支援協議会（相談支援部会、子ども支援部会、就労支援部会）、計画相談支援、障がい児・者相談支援に関する事例検討会、虐待防止研修、強度行動障がい支援者養成研修、医療的ケア児等コーディネーター養成研修などに参加していく。

2 基幹相談支援センターや行政などとの密な連携を図り、行政へのアドボカシーの機能を図っていく。

3 ご本人やご家族からのニーズを受けとめ、制度の枠だけに留まった支援ではなく、必要な社会資源の改善及び開発に力を注ぐ。

ほうかごじかんやこども食堂、食材配布などのニーズにつながる事も多く、インフォーマルも活用して、広い視点で、適切なつなぎを行っていく。

□令和3年度予算について

別添資料を参照。

N. C. S. station 令和3年度事業計画および予算について

○中長期計画として

現在同様に重症心身障がい児者及び医療的支援を要する方を主として支援していく上では、フロアの広さや衛生面での物理的環境が不十分であり、また入浴設備も不足している。経営面で事業収益を上げていくには利用者増を図るしかないのだが、事業所移転により環境面を充実するほか方法が無い。ただし、移転が実現しても就業者の確保が大きな課題となってくる。

収益率の少ない日中一時支援事業については、収益率が多い重症心身障がい児を対象とした放課後児童デイサービスへの変更も方法の一つではあるが、専門職の人員配置が課題となる。

○令和3年度事業計画として

令和3年度においても、生活介護事業と日中一時支援事業の2事業について安定した経営を図るため、具体的展開を次の通りといたします。

《運営方針》

1. 生活介護事業

重度の障がいのある方の日常的に必要な介護・看護について安定した支援を行ない、社会的自立についても支援していきます。また現在は行っていませんが、ご家族からの要望も大きい入浴支援についても実施に向けて検討していきます。

2. 日中一時支援事業

日中一時支援事業は本来レスパイト目的の見守り事業の意味合いが強いのですが、当事業所においては生活介護事業と同様の内容で、乳幼児期から成人期の利用者を幅広く支援いたします。更に、就学期の児童に関しては、放課後や長期休暇中（夏休み等）についても安心して過ごせる場を提供いたします。

《利用対象者》

1. 生活介護事業

①主たる利用対象者は、常に介護が必要な重症心身障がい者及び重度の肢体不自由がある方、更には医療的支援を必要とする方で、吸引・吸入・経鼻経管栄養剤注入・胃瘻管理・酸素管理・人工呼吸器管理・導尿管理などの専門的な看護支援を要する方となります。また、難病の方については利用者・ご家族・事業所・行政機関との話し合いにより調整いたします。

②対象年齢は原則として18歳（高等部卒業後）より64歳（介護保険1号被保険者になる前）までといたします。

2. 日中一時支援事業

①原則として、生活介護事業と同様の対象者とします。

②対象年齢としては乳幼児期から64歳（介護保険1号被保険者になる前）までといたします。

《事業形態》

1. 生活介護事業

- ①営業日 (ア) 毎週月曜日～金曜日（祝日を含む）
(イ) 土曜日・日曜日については、必要に応じて検討いたします。
- ②営業時間 8：30～17：30
- ③サービス提供時間 9：30～15：30
- ④利用定員 20名

2. 日中一時支援事業

- ①営業日 (ア) 毎週月曜日～金曜日（祝日を含む）
(イ) 土曜日・日曜日については、必要に応じて検討いたします。
- ②営業時間 8：00～19：00
- ③サービス提供時間 8：30～18：00
- ④利用定員 6名

《具体的展開》

①個別支援計画の作成

生活介護事業利用者については個別支援計画に基づいて、充実した日中生活を送れるよう支援します。ただし、支援を行う場合は利用者が主体性をもって自己決定できるよう援助します。なお、日中一時支援事業においては単独での個別支援計画作成義務がないため、必要に応じて作成します。

②介護面の充実（事業共通）

ア. 常に介護を必要とする方々であり、その特性は意思の疎通が難しく、敏感すぎる感覚や鈍感すぎる感覚も持ち合わせ、職員自身が「きめ細かな気づきと配慮」を大切にしなければなりません。また成人期であっても、個人差はありますが加齢による機能低下も現れてきます。その様な方々のご家族にとって必要とされる介護ニーズを十分に満たせるよう努力いたします。なお、入浴支援に関しては当面は検討課題といたします。

イ. 食事支援に関して、摂食や嚥下上の問題がある方は栄養剤注入にて摂取される方もおられますが、人間は基本的に口から食物を食べ、味覚や触感により幸福感・満足感を得られるものです。当事業所での昼食は、外部に発注したお弁当をベースといたしますが、利用者個々の事情に合わせた食事形態（一口大カット・大～小キザミ・ペースト等）に加工して提供していきます。更には、誤嚥などにも十分に注意しながら、慎重に介護支援を行います。

ウ. 排泄支援に関しては、普段体を自ら動かすことができない方がほとんどで、よって下剤等による排泄コントロールを行っている方も多数おられます。1日で行う排泄支援の回数も多いのですが、衛生管理の面でも重要なこととして手厚い支援を行います。

③看護面の充実（事業共通）

ア. 医療依存度の高い方を対象としていますので、必要とされる適切な看護サービスを提供し、事

故等のない安心して利用できる事業展開を行います。また、今年度も医療的ケア受け入れマニュアルの作成に取り組みます。

イ. 日常的に支援するバイタルサイン（体温・血圧・脈拍・呼吸・SPO2等）の確認に加えて、個々によって必要な吸引・吸入・経鼻経管栄養剤注入・胃瘻管理・酸素管理・人工呼吸器管理・導尿管理なども丁寧な支援を行います。また、様々な薬を服用されていますので、間違いのない内服薬の投与も行います。

ウ. 「てんかん」を抱える利用者も多く、投薬はありながらも発作により、落ち着いた生活が出来ない方も多くおられます。その様な方々も注意深く観察・見守りをいたします。

エ. 処置上の衛生管理及び医療物品や周辺環境の衛生管理についても十分に配慮し、感染症等の発生や拡大を防ぎます。

④理学療法士等による管理支援と訓練の充実（事業共通）

ア. 重度の障がいがある方は、座位保持装置（車いす）上、或いはベッド上においても、ポジショニング（姿勢管理）ひとつで排痰や呼吸の状態が変わります。よって理学療法士による姿勢管理支援を充実します。ただし、現時点で理学療法士が不在であるため、人員の確保に努めます。

イ. 医学的リハビリテーション（関節可動域訓練・座位訓練・立位訓練・ストレッチ・呼吸リハ等）を個々の状態に応じて支援いたします。また、生活能力向上のための訓練や活動支援を充実いたします。

ウ. 個々のニーズに合わせた福祉機器・介護機器の試行や情報提供を行います。

⑤送迎の充実（事業共通）

重度の障がいのある方や医療的ケアを要する方が長時間車中で揺られると、姿勢保持が難しく、痰が排出されようと呼吸が難しくなってきます。よって日々の送迎においても運転手と介護や看護を行う職員の2名体制で送迎を行い、姿勢修正の介護や痰吸引等の手厚い支援を行います。

⑥余暇支援の充実（事業共通）

日々の余暇時間で行うレクリエーション活動や、年間で数回行う外出行事などについて、生活に広がりを持って、社会の一員としての繋がりが持てるよう支援いたします。また、アロマセラピーやスノーレンなどの音・視覚・嗅覚への感覚刺激による覚醒・成長を促すための活動も実施いたします。

⑦ご家族や関係者との連携の充実（事業共通）

ご家族はもとより、行政・医療・教育・福祉関係機関との連携を図り、手厚い支援体制構築に努めます。また、宮崎市生活介護事業所連絡会へ参加し、生活介護事業所による重度障がい者の社会生活の実態調査や更なる自立に向けた支援を研究してまいります。

⑧安定した経営維持（事業共通）

安定した支援を保障するため安定した経営を目指しますが、手厚い支援を行う上でも必要な物理的環境の整備と職員の増員は急務と考えます。ただし、現在の障がい児者の施策は重度障がいのある方や医療的支援を必要とする方のための施策としては不十分で、給付費単価や加算の見直しなどを行政機関へ提言していく必要があります。あくまでも不必要な営利主義に走るのではなく、関係機関や保護者会とも連携し、適正に必要な行政支援を求めていきます。

《安全対策》

①防災訓練の実施（事業共通）

年2回以上の避難誘導訓練や防災勉強会等を行い、利用者と職員の危機管理意識の向上に努めます。
特に今年度においては、地震・津波への対応についても、防災計画を作成していきます。

②環境衛生面の整備（事業共通）

清潔な環境の保持と支援を行う職員が安全に働きやすい労働環境を整えます。

③緊急時対応（事業共通）

利用者の急病・事故等に備え、近隣医療機関へ協力依頼し、また利用者それぞれの主治医へ医療面における指示書（情報提供書等）を依頼します。

嘱託医療機関名	嘱託医	所在地	診療科目
医療法人社団 ひなた きよやまクリニック	清山 知憲	宮崎市中央通3-51 東京庵ビル3F	内科

④虐待防止対策の実施（事業共通）

利用者の人権擁護・虐待防止等のため、委員会の設置やマニュアル作成を行っていきます。

⑤身体拘束対策の実施（事業共通）

不必要な身体拘束は行わないのだが、重症心身障がい児者の支援においては安全対策上必要な措置を行うため、委員会の設置やマニュアル作成を行っていきます。

⑥感染予防対策の実施（事業共通）

感染症予防対策について、委員会の設置やマニュアル作成を行っていきます。

《職員教育》

①専門知識・技術の向上を図る（事業共通）

医療・介護・その他に関する専門研修会等へ職員を参加させ、知識・技術の向上を図ります。また、事業所内においても職員会議やケース会議に加えて勉強会等を計画していきます。

□令和3年度予算について

別添資料を参照。

○令和3年度当初予算について

- ・別添資料における令和3年度資金収支予算書における「前年度予算額」は、令和2年度「補正後予算額」が入ってきます。